

四條畷市議会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月7日

四條畷市議会議長 長畑 浩則

- 1 日 時  
平成28年6月14日（火） 午前10時00分
- 2 場 所  
四條畷市議場（四條畷市役所本館3階）
- 3 意見を述べる案件名  
議案第36号 四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例の制定について
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数  
3人以内
- 5 意見を述べる時間の長さ  
1人につき持ち時間は10分以内